

令和2年第3回定例
夕張市議会会議録
令和2年9月9日(水曜日)
午前10時30分開議

◎議事日程

第 1 一般質問

- 第 2 認定第1号 令和元年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 令和元年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和元年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和元年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和元年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 令和元年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 令和元年度夕張市水道事業会計決算の認定について
- 第 3 報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎出席議員 (8名)

君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君
大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席議員 (0名)

午前10時30分 開議

●議長 小林尚文君 これより、令和2年第3回

定例夕張市議会第2日目の会議を開きます。

●議長 小林尚文君 本日の出席議員は8名全員であります。

●議長 小林尚文君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第125条の規定により
高間議員
今川議員
を指名いたします。

●議長 小林尚文君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 佐藤浩一君 報告いたします。
本定例市議会の出席者につきましては、さきに報告のとおりであります。
以上で、報告を終わります。

「別紙」

市長 厚 谷 司 君
教育長 小 林 広 明 君
選挙管理委員会委員長

柳 沼 伸 幸 君
農業委員会会長 後 藤 敏 一 君
監査委員 西 田 洋 二 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 大 友 秀 樹 君
総務課長 芝 木 誠 二 君
地域振興課長 福 富 貴 大 君
財政課長 押野見 正 浩 君
税務課長 池 下 充 君
建設課長 鈴 木 茂 徳 君
土木水道課長 阿 部 充 雅 君
市民課長 佐 藤 学 君
保健福祉課長 平 塚 浩 一 君
生活福祉課長兼福祉事務所長
掘 靖 樹 君
消防長 増 井 佳 紀 君

消防次長 石 黒 友 幹 君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 寺 江 和 俊 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 芝 木 誠 二 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 福 富 貴 大 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 三 浦 護 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 佐 藤 浩 一 君

書記 山 下 倫 弘 君

●議長 小林尚文君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたしますが、本日、この議場が大変暑くなっておりますので、上着を脱がれる方は、どうぞご自由に、自分の意思で脱いでいただければと思います。

●議長 小林尚文君 日程第1、これより昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日の質問者は、熊谷議員、高間議員であります。

それでは、熊谷議員の質問を許します。

熊谷議員。

●熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

先月8月11日、日本共産党夕張市委員会では、市長に対し、新型コロナウイルス感染拡大第三波に備えた検査・医療体制の抜本、強化を求める緊急申入れを行ったところですが、その内容を基に、新型コロナウイルス感染症に対する市の対策について、現時点での市長のご所見を伺います。

まず1点目として、PCR等検査の大規模実施に

ついて伺います。

現在、道内では感染者数は落ち着いているように思われますが、GoToキャンペーンの実施などにより地方の観光客が徐々に増え始め、夕張市内でも久しぶりに修学旅行などの観光バスを見かけるようになりました。観光客の増加とともに、感染のリスクは大幅に増えることも懸念されるところです。

そこで、少しでも感染拡大を抑え、高齢者や子供たちへの感染リスクを抑えるために、医療、介護、障害福祉の従事者、保育士や学校の教職員を対象にした検査を発症者の有無にかかわらず随時実施すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

さらに、このコロナ禍の中で家族が入院していたり、施設に入っていたりする場合、これまで半年以上にわたって面会できないという異常な事態が続いています。施設によっては、ごく最近になって面会の機会をつくっているところもありますが、先日亡くなった知り合いの方は、息を引き取る直前まで入院期間数ヶ月にわたってご家族と面会できず、生きる意欲も持ちにくかったのではないかと周囲の方たちも話していたところです。このように、病院の入院患者や施設入居者との面会などの理由で新型コロナウイルスに対して陰性であることを証明し、施設や病院などの面会に行けるよう、希望する市民などに対し任意に検査を受けられる体制が必要ではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

また、どこでPCR検査が受けられるのか、市民に対して情報が開示されておらず、検査が受けられる場所までの交通機関についても市民周知されておらず、市民から不安の声が上がっています。夕張市内でPCR検査が受けられるよう医療体制を整える必要と、検査に行くための交通機関について市民周知の必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

そして、感染の疑いがある人について、現場の医師の判断で検査を実施するなど、多忙な保健所を通さずに検査ができる体制を確立する必要があると考えます。この件については、9月4日の厚生労働大

臣の記者会見で触れられておりましたが、改めて市長の見解を伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君（登壇） ただいまの熊谷議員からのPCR検査の大規模実施についてということに関するご質問に対してご答弁をさせていただきます。

PCR検査の大規模実施について、とりわけその中で医療関係者、教育関係者等を対象の検査の随時実施に関するご質問でございますが、こちらについてお答えいたします。

行政検査として行われるPCR検査につきましては、感染症法に基づきまして都道府県知事の権限の下で行われるものでございまして、医師または保健所が必要と判断した場合に、帰国者・接触者相談センターが指定する医療機関で実施され、かつ公費負担となっております。

ただいまご質問がありました各機関等における任意で行われるPCR検査についてでございますが、本市においてこれまでのところ感染者が発生していない状況でございますため、実施が必要な状況ではないというのが現段階での考え方でございます。

次に、市内におけるPCR検査受診体制、受検体制に関するご質問でございますが、これまで新型コロナウイルスの感染者が疑われる場合、帰国者・接触者相談センターが相談受付となっておりますけれども、今後、かかりつけ医などに相談、受診し、必要に応じて検査が受けられる体制を整備する方針を国が9月4日に示しております。よって、PCR検査が受けられる体制につきましては、今後、本市を含む全道で整っていくよう、市としても道と連携して参りたいと考えております。

次に、先ほどご質問がございましたPCR検査を任意で受診できることによって、例えば入院患者さんとの面会等々についても、いわゆる安心を確保した形でということのご指摘もございましたけれども、現段階におきましては、ただいま答弁させていただいたとおり、市内における感染者が確認をされて発

生していない状況でございますので、繰り返しになりますが、実施が必要な状況ではないと、そのように考えております。

続きまして、PCR検査の大規模実施に係るご質問の中で、検査体制についてのご質問でございます。

この件につきましては、今後、保健所を通さず新型コロナウイルス感染症の相談や診療に応じる体制が構築されていくものというふうに期待をしております。

しかしながら、疫学的な調査をはじめ、受入先確保の調整や症例の情報提供など保健所との連携は極めて重要でございまして、今後も連携を深めて参りたいと考えております。

それから、医療機関を受診する際の公共交通機関についてもご指摘がありましたところでございますけれども、現在自ら移動手段を持たない市民への周知についてどうあるかと、されていないというご質問でございましたけれども、新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合、感染拡大の可能性がありますことから、これまで市広報やホームページを通じまして、まずは事前に帰国者・接触者相談センターまたは医療機関へ相談するよう市民周知をしているところでございます。

この件につきましては、移動手段の確保も含めた事前の相談を促しているものでございまして、ぜひそういったケースが万が一発生した場合におきましては気軽に相談していただきたいと考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 まず1点、今、面会についての陰性を確保した上で面会に行けるようにすべきではないかという質問に対しては、現在のところは必要なしというふうに考えているというご答弁でした。

それで、9月4日、加藤厚労大臣が記者会見で、政府の新型コロナウイルス対策本部が感染流行地域や医療高齢者施設などでの幅広いPCR検査などの実施を都道府県に要請すると決定したという報道が

ありました。

また、9月7日の東京新聞では、PCR検査キットも大量に出回り始め、個人でも注文できるようになったことが報道されています。概要をご紹介しますと、新型コロナウイルスの全自動PCR検査装置や短時間判定キットなどの開発が相次いでおり、自治体の費用負担による高齢者や障害者施設向けや妊婦らの検査が増えるなど検査需要は高まっている。この冬のインフルエンザとの同時流行に備え、検査体制を整える医療機関が増える見込みというものです。

さらに、ご存じのように東京都世田谷区では、8月24日、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、区内の介護施設職員や保育園、幼稚園の職員など計約2万3,000人を対象に無料でPCR検査を実施すると発表しました。9月中旬の開始を目指し、発熱などの症状がなくても希望者全員を公費で検査すると発表しています。

こういった最新の情報もある中で、高齢者が過半数を占める夕張市、そして高齢者施設で働く市民の方たちも大勢いらっしゃいます。そういう中で、感染拡大を防止するために、今後、検査の拡大、そういうことがぜひとも必要ではないかというふうに思うのですが、再度市長の見解を伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

PCR検査の積極的な促進ということに関してというふうに思いますが、ただいま質問の中でもお話がございました9月4日の厚労大臣の記者会見、その前段には、8月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部から新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組ということで情報が提供されているところでございまして、担当課のほうに確認をいたしましたところ、都道府県までには発せられているというふうに伺っていたところでございます。その中の各項目の中で、ただいま熊谷議員からご指摘があった点についても私どもも確認をしておりますが、この

PCR検査の今後の取扱いにつきましては、やはり私ども夕張市としては、道としっかりと連携して取組んでいくということがまず第一義的に重要になってくると思います。道として、あるいは国として、どのような財政措置が講じられて、市町村が、いわゆる任意のPCR検査ということになりますと、それは基本的に自己負担ということでございますから、その辺りの財政的な支援があるものかないものか等々も含めて確認をさせていただいた上で対応をさせていただくことになると思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 今のことについては分かりました。ぜひとも道と連携、国の方針も見極めた上でよろしくをお願いしたいと思います。

そこで、PCR検査でこれまで検査を受けた方もいらっしゃるというふうにご覧になったところですが、今のところは夕張市内では感染者は出ていないという状況ですが、もしこれから陽性者が出た場合、市としてどのような対応を取られるのか、伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

市内にあつて、いわゆる陽性者が出た場合、市としてどのような対応を講じられるかということでございますが、まず、この陽性の判定につきましては、先ほど来申し上げております機関のほうでその判定がなされて、そういった夕張市在住の方の陽性が確認されましたということにつきましては、空知総合振興局から私のところにホットラインという形で連絡が参ります。それと同時に、記者発表をと言いましようか、情報公開をしていく準備をしなければなりませんので、担当課のほうにも連絡が来ると、そのような状況になっております。ですので、陽性が確認をされた患者さんにつきましては、感染症法に基づくところのルールの中で治療あるいは療養をし

ていただくということになってよかったと思います。

一方で、その陽性者の方の情報について、これは状況としては、やはり陽性が出た場合、ご本人にその情報の公表をしてよろしいか否かということでの確認が行われます。ですので、ニュースなどでもご覧をいただいておりますとおり、年代あるいは居住地等々についても全て非公表であるというものについては、恐らくは患者さんが公表を望まない、そういったケースだと思います。

そのような中で、夕張市といたしましては、万が一、市民にと言いましょか、陽性の反応が出た方がいる場合については、情報の公表をする必要性が生じた場合、先ほど申し上げましたように、ご本人が情報提供して構わないという情報が出た場合には、市としてはそのことに基づきまして、まず各地でいろいろと言われております患者さんに対する差別、偏見というものを招いているという状況もございますから、患者さん、それから家族などを著しく傷つけることがないように、個人情報に十分配慮しながら、市民のみなさんが安心をしていただける配慮の情報公開を行って参りたいと考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 熊谷議員、今、市長答弁いただきましたけれども、次の情報開示の部分にかぶった質問になっているんじゃないでしょうか。先ほどの出た場合の部分について、それはよろしいのですか。

引き続き、併せて、今確認をさせていただきましたので、再質問ございましたらお願いいたします。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 すみません、何点か再質問を準備して、今、情報公開についても市長のほうからありました。陽性者が出た場合のことについて、今、市長のほうから答弁があり、またその情報公開についても考え方を伺ったところです。

先ほどの質問の中で、一定の症状があるときに、公共交通機関を使うわけにはいかない。それで、電話でそのことも含めて相談するのだというお話だっ

たのですけれども、その辺がまだ市民の方たちにとってはあまり分かりやすくは広報されていないというふうに思うのですね。私たちは市民にコロナについてのアンケート調査をしたのです。その中でやっぱり不安だという声があったのは、自分がその陽性になったときに、電話をするというのは分かるのだけれども、交通機関についてはあまり分かりやすく書かれていないので、どのようにそうやって、もし自分が運転できなかった場合どうするのか、タクシーを呼ぶのか、ほかのまちでは救急車も使えないというようなこともテレビの番組などでは流れていきますから、そういったことも含めて、もう少し分かりやすく、その交通機関についても安心できる状況をしっかりつくられているのだということを市民に周知する必要があるんじゃないかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

●議長 小林尚文君 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

●議長 小林尚文君 会議を再開いたします。
市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員からの再質問にお答えいたします。

陽性の判定を受けた場合のその後の公共交通機関の利用ということに関してでございますけれども、先ほど答弁もさせていただきましたが、まず、症状によってもいろいろ取扱いが違うという状況もございます、一概にそのような場合はこうしてくださいというご指示というか、明示がなかなかできにくい背景もございます。でございますので、先ほどお話し申し上げました、陽性の判定が出ているということは既に保健所もそのことを認知しているわけでございますので、その中で今後の生活あるいは公共交通の利用等についても相談していただける体制になっているということでございますので、私どもと

しては、まず、先ほど申し上げました事前の相談を行った上で、分かりにくいことについては確認をしていただきたいと、そのように市民の方にはこれまでもお願いしてきているところでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
熊谷議員。

●熊谷桂子君 今の再質問の趣旨としては、PCR検査を受けに行くときの市民の交通機関という意味で実は再質問させていただいたのですけれども、先ほどからありましたように、今の市としての見解は、電話で交通機関も含めて相談していただくということだと思いますので、その辺をもう少し詳しく、まず電話で相談するときには交通機関についてもきちんと相談してくれということを市民に対して分かりやすく広報していただければというふうに思います。

この件でのまとめになりますけれども、日本共産党の山添拓議員が3日、参議院の予算委員会で新型コロナウイルスの新規感染者数が減ると検査数の減少傾向になることを示しまして、感染を抑制するために無症状者も含めた幅広い検査を行うよう主張しましたところ、加藤厚労大臣は、感染を早期発見し抑えていくのは基本、しっかりやっていくと述べられました。そこで、山添参議院議員が、7月の感染拡大が軽症者や無症状者が感染リンクをつないで起こったことを挙げまして、無症状者を含めて今検査を徹底しなければ見えない感染が続くと指摘し、無症状者を含めて幅広い検査を行うとすれば予算規模も大幅に膨らむとして、政府が自治体負担分を含めて十分な財政保証を行うよう求めましたところ、加藤厚労大臣は、地方公共団体が予算がないから検査ができないということがないようにしたいというふうに答弁されています。

東京と夕張市では感染の状況が大きな開きがありますけれども、今後を見据えて、ぜひとも必要な検査はしっかりと実施して、今後、感染者が出たとしても感染を広げないために最大限の施策をお願いし

たいと思います。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。

情報開示と検証作業について伺います。

現在の検査可能件数や実施件数、そして民間の検査機関への委託状況、病床や宿泊療養施設の確保数と病床占有率、陽性率、また感染者の居住地域や発生施設などの関連情報の詳細を感染者のプライバシーに配慮しつつ保健所と綿密に共有するとともに、市民へも分かりやすく情報公開をすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の情報開示に関するご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスに関する情報につきましては、感染症法に基づきまして対策を担っております北海道がそのホームページにおいて道内感染状況に関わる公表を逐一行っております。一例を挙げますと、宿泊療養施設につきましては、札幌市に3箇所、計670室、利用率は5%でございまして、今後の感染拡大を見据え、札幌市以外の道内他都市での確保が進むものと伺っております。

なお、感染者につきましては、道の個人情報保護条例に基づきまして、感染した患者さん本人の同意を得られない場合、先ほども若干答弁をさせていただいておりますが、住んでいる地域を振興局単位にとどめるなど、個人が特定されないよう配慮の上、公表をされているところでございます。

本市といたしましては、日々の感染状況につきましては、ぜひ北海道の情報を確認していただきたいということと、市内で仮に感染者が発生した場合の情報につきましても、先ほども答弁させていただきましたが、個人情報に十分配慮しながら情報公開を行って参りたいと考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
熊谷議員。

●熊谷桂子君 感染者のプライバシーに配慮しつつ情報公開というところは大変難しいというふうに

思うのですけれども、先ほど市長の答弁にもありましたが、感染者に対する誹謗中傷が社会的な問題になっています。夕張でもし感染者が出た場合、情報共有と誹謗中傷の防止についてどのように検討されているのか、伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

情報開示と同時に起こり得るかもしれないということでのヘイトといったものの誹謗中傷についてでございますけれども、市内の感染が拡大した場合を見据えまして、感染症に係る正しい情報を効果的に伝えていくということは、これは継続してやっていくことが大事だというふうに考えております。

市内で感染者が生じた場合には、できる限り個人の情報に配慮することが必要であるというふうに考えておりますので、個人情報への配慮、情報公開の重要性、両面ございますが、どちらにも十分留意をしていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
熊谷議員。

●熊谷桂子君 今のご答弁ですと、十分注意していくというようなことだったかというふうに思うのですが、ぜひとも市のリーダーとして、市民に対して、そういう誹謗中傷というのは社会的道義に基づいてすべきものではないといったことを積極的に発信していただきたいというふうに思います。多くの市民の方がそういうことはなさらないと思うのですけれども、ぜひともそういうことも、子どもたちの教育も含めて、そういうことをきちんと市として発信していただければというふうに思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。

3点目に、陽性者の隔離、保護、治療体制について伺います。

今後、夕張市内で感染者が出た場合に備えて、軽症、無症状も含めて夕張市内にも隔離、保護、治療

体制を構築する必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 ただいまの夕張市内での隔離、保護、治療体制の構築に関するご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスによる肺炎は、国民の生命と健康に重大な影響を与えるおそれがありますため、感染症法上指定感染症に指定をされておりまして、患者さんを強制入院させ、隔離や保護なども可能ということになっております。

なお、感染症法上この権限を有する都道府県知事の決定の下、全道規模において隔離、保護、治療体制を確保することが有効かつ効果的であるとされておりますことから、本市といたしましては、市内で感染者が出た場合、北海道の方針にのっとりその対応に協力して参りたいと考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
熊谷議員。

●熊谷桂子君 道知事の、北海道がやる仕事であっても、それに対して協力していくということで分かりました。

4点目に移らせていただきます。

医療機関、介護施設などへの支援について伺います。

新型コロナによる受診控えなど医療機会の減少を補填するために昨年並みの診療報酬を概算で支払うべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

また、医療機関を中心に検査機器、治療機器、感染防止設備の導入に対する補助を抜本的に拡充すべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の医療機関への減収補填に関するご質問にお答えいたします。

ただいま議員ご指摘のとおり、緊急事態宣言以降、重症化リスクが高いとされる高齢者を中心に医療機

関への受診控えが生じているとされておりまして、高齢化率が高い本市においても同様の傾向が生じている可能性がございます。

このような中、医療・介護機関などの法人や個人事業主を含め、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業継続の下支えとなるよう国が持続化給付金事業の申請受付を行っております。

本市といたしましては、このような国の手厚い支援策について市内事業者に広く活用していただけるよう商工会議所との連携を深めて参りますとともに、市広報やホームページを通じて市民周知を図ってきたところでございます。

続いて、検査機器、感染防止設備等の導入補助に関するご質問にお答えいたします。

本年8月に、市内医療機関、介護機関をはじめとする公共性の高い施設等に対しまして感染防止対策に要する物品を配付したところでございますが、現在、国の交付金を活用した形で市内医療機関に対して検査機器や治療機器の導入経費の補助ができないか、検討をしているところでございます。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 今後とも、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、今回未曾有の経験である新型コロナウイルスの感染が拡大し、また、これが治ったとしても将来において今後も新しいウイルスが出現すると予想されています。夕張市は人口の半数が高齢者であり、そして観光のまちでもあります。市長をはじめ担当部署のみなさんは、この未曾有のウイルスに半年以上もの間、細心の注意を払い、対処されて来られたことと思います。職員の数も抑えられている中でご苦労も多いことと存じますが、今後につきましても、たとえ感染者が出たとしても、感染を広げない、そして安心して療養ができる、そういったまちを目指して今後とも奮闘をお願いいたしまして、質問を終わります。

●議長 小林尚文君 以上で、熊谷議員の質問を終わります。

次に、高間議員の質問を許します。

高間議員。

●高間澄子君（登壇） 高間澄子でございます。

通告に従いまして、コロナ禍における避難所運営の在り方について、1件の4点について一般質問をいたします。

近年、大規模地震や大規模水害など想定を超える自然災害が頻発化し、日常化しております。こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえて、感染症への対策に万全を期することが重要となっております。

発生した災害や被害者の状況などによっては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があります。また、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営の在り方について具体的に質問をさせていただきます。

初めに、1点目でございますが、避難所の民間施設の活用についてお聞きしたいと思います。

避難所として開設可能な公共施設などの活用についての検討はされていると思いますが、ホテルや旅館などの避難所活用について、検討の現状をお伺いさせていただきます。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君（登壇） ただいまの高間議員の避難所のホテル、旅館等の民間施設の活用に関するご質問にお答えいたします。

本市地域防災計画で指定避難所12施設、それから避難所11施設、合計で23の施設を避難所に指定しております。その収容人員は約1万1,000人となっておりまして、夕張市民全員が避難できる、収容できる規模となっております。そのほかに、共同住宅に入居されている方々が運営する集会所が11施設

があることから、現在、ホテル、旅館等、民間施設の活用については考えておりません。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

●高間澄子君 今、通常の被害の災害のときの収容人員を述べられたのかなと、こんなふうに思っております。1万1,000人ということは優に夕張の人口を超えるわけですが、先ほど来というか、最初に冒頭にお話ししたように、コロナ禍ということが今は大きな課題になっております。そこで、普通は想定した方の人数の収容が可能でありますけれども、こういう今のコロナ禍の時代にあって、そういうことも考慮に入れていかなければいけない内容になっておりますので、その点についての市長の考え方を伺いたいと思います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 高間議員の再質問にお答えいたします。

避難所のコロナ禍における状況に対しての市がどのように取り扱っていくかということでございますけれども、現在の収容人員については先ほど申し述べたとおりでございますけれども、今後、後ほど通告をいただいております分散避難とも関わってくるところでございますが、その避難すべき災害の状況、それから地域、そういったものを勘案しながら、しっかりと国からも示されております避難所の設営の在り方に準じて準備できるように取り進めさせていただきたいと考えております。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

高間議員。

●高間澄子君 これからの検討課題ということであったかと思います。

それで、例えばそういう避難所に来られる方、避難者を受け入れるということになれば、例えばそういう高齢者とか基礎疾患がある方とか、例えば障害のある方、妊産婦など、こういう優先的に避難させる人を事前に検討して、優先順位の考え方を事前に決めておく、こういう必要があるのではないかと

など。福祉避難所とのすみ分けもしながら、こういう避難の優先順位の考え方は、市長の見解はいかがでしょうか。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 ただいま再質問いただきましたことにつきましてでございますが、通告外ではないかなというふうに受け止めておりますけれども、議長のご判断をよろしくお願いいたします。

●議長 小林尚文君 高間議員、福祉避難所の部分の通告は多分なかったんじゃないかなと思いますけれども、その部分での通告外ということになるのかと思いますので、その部分は取り除いての再質問をお願いできればと思います。どうでしょうか。

●高間澄子君 分かりました。そういうふうにいたします。

それでは、次に質問をさせていただきます。

2点目になりますけれども、分散避難について伺いをいたします。

書いて字のごとくでありますけれども、避難とは難を逃れることと、こんなふうに書きますけれども、必ずしも避難所に行くこととは限らないのではないかと思います。避難所が過密状態になることを防ぐため、集まる人数を少しでも少なくする必要があると私は思いますが、避難を分散させる対応策の検討状況について伺いをいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 高間議員の分散避難に関するご質問にお答えいたします。

ただいま議員からご指摘がありましたとおり、このコロナ禍において一定程度人と人との距離を保ちながら避難を行うということに関して申し上げますと、ただいまご指摘がありましたとおり、これまでの何が何でも避難所へ向かうということだけではなくて、住んでいる自宅が安全であればそこで過ごすという例もございますでしょうし、また、親、友人、知人宅といったところをあらかじめ連絡を取り合っていたいただいて、そちらにいわゆる分散して避難するということの必要性が国のほうからも示

されているところでございます。

現在、当市といたしましては、多数の施設を避難所に指定しておりますことから、避難所の過密状態になるということについては想定していないところでございます。しかし、このコロナ禍における避難所の在り方として、議員からご質問いただきました分散避難、これにつきましては、災害時に市が指定する避難所に避難するのではなく、先ほども申し述べましたが、親戚や友人、知人の家などに分散して避難するということについても、いわゆる対応策としてはあるのですよということで、コロナウイルスの感染拡大を抑止することができる有効な手段だというふうに考えております。

このことから、この後、市民のみなさまには広報紙などを通じまして、そのご協力、分散避難を想定したご準備のお願いについて行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
高間議員。

●高間澄子君 ありがとうございます。

そういう分散避難の仕方があるということを市民のみなさまに前もって周知をしていただくということで、よろしくお願いをいたします。

その上で、分散避難によって災害物資の届け先が増えていくのかなと、こんなふうにも考えるのですが、今までは避難所に災害物資を届けるという基本的な考えでありましたけれども、こういうふうに分散避難が考えられることによって届け先が増えていくのかなと、この届けるのか届けないのかも含めてどう対応していくのかということが検討が必要ではないかなと私自身は考えるのですが、市長の見解をお伺いいたします。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 高間議員の再質問にお答えいたします。

分散避難を含めた物資等の供給についてでございますけれども、まずは、これまでも議論を重ねてい

ただいておりますけれども、自助、共助という観点から、個々のご家庭における食料、飲料水などは最低三日分備蓄をしていただくよう広報紙などでお知らせをさせていただいているところでございます。

その上で、市の避難勧告、避難指示によりまして避難所を開設した場合、食料、飲料水、生活必需品等を速やかに避難所に供給するということになります。ただいまご質問のありました分散避難した場合、親戚や友人、知人宅に行かれた方につきましては、現状から、こちらのほうからお届けをする、いわゆる避難の状況の確認が非常に難しいのではないかと、いう前提でございますが、そういった課題がございます中で直近の避難所に物資を受け取りに行っていくと、ということが必要と、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。
高間議員。

●高間澄子君 市長の考え方を聞かせていただきました。

次に、3点目に移りたいと思います。

次に、避難所の感染症対策ということで質問をさせていただきます。

避難所における感染対策を強化して、避難者に対して手洗いやせきエチケットなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、備蓄物資の充実が必要となって参ります。感染症予防に必要なマスクや消毒液、非接触型体温計、フェイスシールドなどの備蓄、サーモグラフィーや空気清浄機、大型発電機の設置などの推進を図るべきと思っております。

また、避難所での感染症の蔓延を防ぐために、段ボールベッドや段ボール間仕切り、パーティション、飛沫感染防止シールドなどの備蓄積み増しとともに、これらを保管するスペースがそこそこの避難所においてはスペースの確保が必要になってくるものと思います。

そこで、まとめまして、備蓄物資の充実と、また備蓄積み増しによる保管スペースの確保などについて

てお伺いをいたします。

●議長 小林尚文君 高間議員、通告で抜けている部分はありませんか。通告をした部分の要旨です。質問の抜けているところはありませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

●議長 小林尚文君 会議を再開いたします。

再質問ありますか。

高間議員。

●高間澄子君 再質問ではないのですけれども、今の質問をちょっと整理というか、したいと思います。それで、伝わっていなかったこともあったと今ちょっと反省をしておりますけれども、通告した内容の市長の考え方をお聞かせいただければと思います。

●議長 小林尚文君 高間議員、通告されている要旨の部分でそれぞれ用意されているものがあるので、その部分にある程度質問の要旨に加えて質問をされたいかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

●議長 小林尚文君 会議を再開いたします。

再質問ありませんか。

高間議員。

●高間澄子君 大変すみません、時間を取らせまして。

3点目につきましては、避難所の感染症対策と女性への配慮、たくさんの方が避難して、いろんな方が避難をされていらっしゃると思いますので、特に女性への配慮と、また、備蓄物資をどのように保管をされているのかという、このような内容で答弁をお願いしたいと思います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 高間議員の避難所の感染症対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、避難所につきましては、先ほど議員からのご指摘がありましたとおり、その状況によっては人が集まってくる状況が想定されることとなりますので、まず避難所前に受付を設けて、ここで問診、それから検温を済ませてから入所していただく手順を取らせていただきます。この際に、万が一コロナ感染が疑われるような症状があるという場合におきましては、病院への移送、それまでの間、別室で待機をしていただくということを準備していくことになります。基本的なことになりますが、まずは第一義的に三密を避け、マスク着用、手指の消毒を徹底することが感染防止につながりますことから、そのための必要な物資を購入し、備蓄を行っているところでございます。

次に、女性のプライバシー確保策に関するご質問についてお答えいたします。

女性に対して配慮しなければならないことについてはたくさんあるというふうに考えておりますが、例えば着替えにつきましては、天井つき間仕切りテントを購入いたしますので、最低限のプライバシーは確保できると考えております。また、簡易トイレを設置する際には、場所を離すなどの配慮を行う予定でございます。

次に、備蓄物資等の保管に関するご質問でございますが、備蓄物資につきましては、本来であれば各避難所に備蓄することが望ましいと考えてございますが、保管スペース等の問題で困難でありますことから、現在主要避難所である文化スポーツセンター、それから夕張中学校のほか、市役所、この本庁舎及び消防本部防災倉庫等に分散して保管しております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

高間議員。

●高間澄子君 若干、今、市長も触れられておりましたけれども、私は4点目にちょっと移りたいな

と思うのですね。

市長もちょっと触れられておりました、避難者の中で、受付では陰性だったのですけれども、待機してる間に感染の疑いが発生した場合の状況についてちょっとお伺いしたいと思います。

避難所の中で避難者に感染の疑い、例えば発熱があったり、せきなどの症状が出た、そういう疑いが生じた場合の隔離方法だとか、例えばまた病院への移送など、どういう、救急車がいいのか、車がいいのかという、そこら辺なのですけれども、その移送など準備されている対策などがあればお伺いをしたいと思います。

●議長 小林尚文君 市長。

●市長 厚谷 司君 ただいまの高間議員の避難者の中で感染の疑いのある方が発生した場合の対応に関するご質問にお答えいたします。

災害発生時に、市が避難指示、勧告等を発令した場合でございますが、まずは主要避難所、先ほども答弁の中で一部申し上げておりますが、文化スポーツセンター、夕張中学校、それから農業研修センター、こちらを開設することになります。

主要避難所の対応といたしまして、文化スポーツセンターの場合はサブアリーナまたは2階会議室、これは避難者の中に疑いのある方が発生した場合の取扱いについて述べているものでございますが、繰り返しになりますが、文化スポーツセンターの場合はサブアリーナまたは2階会議室、夕張中学校の場合は空き教室の活用、農業研修センターの場合は研修室等に一時待機をしていただき、早急に別の避難所を開設いたします。

この場合、感染の可能性が高いという場合におきましては、一般避難者の目に触れないようプライバシーの確保に努めて参りますとともに、特にご質問もございました移送に関してでございますが、これは保健所の指導を受けながら、市として適切な移送を行う、あるいは医療機関へお願いをするということを行って参りたいと思っております。

以上でございます。

●議長 小林尚文君 再質問ありませんか。

高間議員。

●高間澄子君 ありがとうございます。

それでは、質問3の中でも女性へのプライバシー確保の配慮という点でも触れておりますけれども、避難所において、過去に、夕張ではございませんけれども、授乳のスペースがないとか、例えばまた性暴力があった、こんなような事実も聞いております。

それで、この防災の意思決定の場に女性の参画が少ないこともこのようなことが起きる要因になっているのではないかなと、こんなふうに私自身思うのですけれども、この防災会議への女性委員の参画率アップにぜひ取り組んでいただければなど、こんなふうに思いますけれども、市長はどのように考えられているか、お伺いしたいと思います。

●議長 小林尚文君 高間議員、今は4番の要旨なので、今3番の避難所の感染症対策に触れてのお話の中から再質問になっていきますけれども、そこには戻れませんので、それは先ほどの答弁をいただきましたので、4番の避難者の中の感染疑いが発生した場合の対応で今市長から答弁をいただきましたので、その関係で質問をいただければと思いますけれども、改めて再質問ございませんか。

高間議員。

●高間澄子君 再質問ではないのですけれども、いろいろ何か私自身も、また行政側も、これからまたいろいろ詰めていかなければいけないことがたくさんあるのかなと、こんなふうに思います。

それでは、ちょっと取り留めないというか、ちょっと質問の仕方もちょうと途中で変わったこともありまして、ちょっと答弁もしにくかったかなと。こんなふうに思いますので、反省を込めながら、今日の質問は終了させていただきます。

ありがとうございます。

●議長 小林尚文君 以上で、高間議員の質問を終わります。

以上で、通告されました質問は全部終了いたしましたので、日程第1、一般質問は、これをもって終

結いたします。

●議長 小林尚文君 日程第2、認定第1号令和元年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和元年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和元年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和元年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和元年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和元年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号令和元年度夕張市水道事業会計決算の認定について、以上7案件一括議題といたします。

理事者並びに監査委員から、説明あるいは報告することがありましたら、発言を許します。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 認定第1号令和元年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号ないし認定第7号の各特別会計決算の認定につきまして、一括してその概要をご説明申し上げます。

まず、認定第1号令和元年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算書5ページ及び8ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は115億3,294万4,000円となったものであります。決算においては、収入済額113億1,845万円に対し、支出済額107億4,231万6,000円となり、歳入歳出差引き5億7,613万4,000円につきましては、翌年度繰越財源1万円を差し引いた5億7,612万4,000円を繰り越したものであります。

次に、認定第2号令和元年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。10ページ及び12ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は13億5,419万6,000円となったものであります。決算におきましては、収入済額12億4,905万3,000円に対し、支出

済額11億9,531万3,000円となり、歳入歳出差引き5,374万円は全額基金へ繰り入れたものであります。

次に、認定第3号令和元年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。14ページ及び15ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は71万7,000円となったものであります。決算においては、収入済額71万円に対し、支出済額71万円となり、歳入歳出同額となったものであります。

次に、認定第4号令和元年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。17ページ及び18ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は2億4,396万5,000円となったものであります。決算においては、収入済額2億3,123万5,000円に対し、支出済額2億3,123万5,000円となり、歳入歳出同額となったものであります。

次に、認定第5号令和元年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。21ページ及び23ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は16億6,889万6,000円となったものであります。決算においては、収入済額16億2,238万7,000円に対し、支出済額15億9,157万4,000円となり、歳入歳出差引き3,081万3,000円は全額基金へ繰り入れたものであります。

次に、認定第6号令和元年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。25ページ及び26ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は2億1,507万6,000円となったものであります。決算においては、収入済額2億873万2,000円に対し、支出済額2億665万3,000円となり、歳入歳出差引き207万9,000円は全額繰り越したものであります。

最後に、認定第7号令和元年度夕張市水道事業会計決算の認定についてであります。水道事業会計決算書の1ページから4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、最終予算額4億7,458万2,000円に対し、決算額は

4億7,802万4,000円となったものであります。また、支出につきましては、最終予算額4億8,518万2,000円に対し、決算額は4億7,714万5,000円となったものであります。この結果、8ページになりますが、収益的収支につきましては、消費税に関わる税抜き処理後、335万9,000円の当年度純損失となりました。

次に、5ページ及び6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、最終予算額3,470万8,000円に対し、決算額は3,460万5,000円となったものであります。また、支出につきましては、最終予算額1億1,627万円に対し、決算額は1億1,124万2,000円となったものであります。この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,663万7,000円は、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、認定第1号ないし第7号について、その概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 小林尚文君 西田監査委員。

●監査委員 西田洋二君（登壇） 地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました令和元年度各会計の決算について審査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

審査手続につきましては、各会計決算書及び附属書類について関係法令に遵守して作成されているか、また、これらの計数の正確性を検証するための関係諸帳簿等の照合のほか、予算の執行状況等、通常実施すべき審査を行いました。

その結果、本年度決算においては、水道事業会計を含む全ての会計において黒字または収支均衡となったところであり、各会計における決算書及び附属書類は適正に作成されているものと認められました。

財政再生計画の抜本的見直しから3年目となる令和元年度は、統一地方選挙の年でありましたが、2

月28日をもって前市長が辞職したことに伴い、市長職務代理者により令和元年度予算の提案がなされ、可決されました。

その主なものは、新規事業として、JR夕張支線の廃止に伴う代替輸送事業者への補助、学校給食調理業務の委託、コンパクトシティ推進として南清水沢地区の市道整備等のほか、継続事業としては、拠点複合施設の整備事業、認定こども園整備事業、市立診療所移転改築のための基本設計委託事業、市営住宅再編事業、小中高連携事業、夕張高校魅力化事業等々であります。

4月の統一地方選挙を経て新たに就任された厚谷市長により、令和元年度の市政の執行がなされたところであります。その結果、歳入では、国・北海道の補助金の有効活用やふるさと納税の確保に努められ、総体で前年並みの財源を確保されるとともに、歳出の節減にも努力され、一般会計では実質収支額5億7,612万4,000円の黒字決算となりました。

財政再生振替特例債の償還は、あと7年続きます。財政再生団体の期間終了が少しずつ見えてきたところであり、夕張に住み続けてよかったと感じることができるよう、将来を見据えた財政の再建と地域の再生のため、引き続き歳出の削減に努めるとともに、ふるさと納税等によるさらなる財源の確保、行政執行体制の課題解決への努力、そして令和2年度中に策定予定の市民参画型の夕張市まちづくりマスタープランについて期待するところであります。

なお、この年の大きな事業でありました拠点複合施設「りすた」が完成し、3月から供用が開始されましたが、市民待望の施設であり、今後、有効活用されることを望みます。

また、令和元年4月18日に発生した石炭博物館模擬坑道火災災害については、火災発生から約17か月が経過しましたが、市民からも再開を望む期待の声がかかれております。先日の新聞報道によりますと、国の財政的支援も見込まれるとのことなどから、できるだけ早期の再開を期待いたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策について

であります、いまだ全国的に感染が拡大し、なかなか収束の見通しができない状況となっております。市も対策本部を設置し、各課連携の下、医療体制や災害時の避難所体制など多岐にわたる対策に取り組まれているところでありますので、引き続き取り組むよう要望するものであります。

結びになりますが、今後も厳しい財政運営を強いられることとなりますので、必要な事業執行のための財源確保を図り、財政再生計画を着実に実行しつつ、安心安全な市民生活と持続可能なまちづくりに向け安定した行財政が適切に執行されることを期待いたします。

以上で、報告を終わります。

●議長 小林尚文君 これより質疑に入りますが、本7案件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重に審査することにしておりますので、この点をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終わります。

本7案件については、議長及び議員選出監査委員を除く議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、議長において指名いたします。

委員長には千葉 勝さん、副委員長には本田靖人さん。

以上のとおりで、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま付託をいたしました本7案件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月16日まで審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

●議長 小林尚文君 日程第3、報告第1号令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

理事。

●理事 大友秀樹君（登壇） 報告第1号令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

初めに、健全化判断比率につきましては、一般会計の赤字の程度を示す実質赤字比率及び夕張市全体の赤字の程度を示す連結実質赤字比率については各会計において黒字または収支均衡となったことから、算定比率はありません。

次に、借入金の返済額及びこれに準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は69.9%、将来支払っていく可能性がある負担額の残額を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す将来負担比率は399.7%

となり、この二つの比率において国の定めた財政再生基準及び早期健全化基準を上回る結果となりました。これは、平成21年度に借り入れた再生振替特例債をはじめ、過去に発行した地方債の償還額やその残高が多額であることが主な要因であります。

今後も、財政再生計画に基づき、これらの債務の返済を計画的に行うとともに、新規市債発行などの抑制に努めながら改善を図って参ります。

次に、資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであります。記載のとおり、水道事業会計、市場事業会計及び公共下水道事業会計の3事業会計、いずれも資金不足額が算出されないことから、算定比率はありません。

今後におきましても、3事業会計の経営の健全化に努めて参ります。

以上、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

●議長 小林尚文君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 小林尚文君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 小林 尚 文

夕張市議会 議員 高 間 澄 子

夕張市議会 議員 今 川 和 哉

